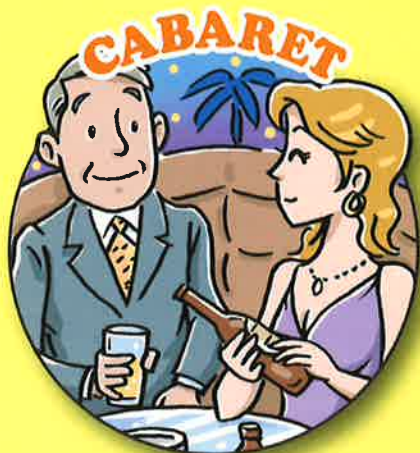


接待飲食等営業 特定遊興飲食店営業

あなたのお店はだいじょうぶ？



- 法を守って
適正な営業を行いましょ
- 風俗営業等から
暴力団を排除しましょ
- 不法就労に当たる
外国人を雇用してはいけません

風俗営業等は、仕事や生活の疲れを癒し、ストレスを解消して、人々に明日への活力を与える場、安全で安心して「くつろげる」、「楽しめる」、「遊べる」場であることが求められています。

人々に憩いとうるおいを与え、楽しみを提供する風俗営業等の経営者及び管理者は、健全で適正な営業により、良好な社会環境づくりに貢献することが強く求められています。

この事業に携わる経営者及び管理者は、善良な風俗と清浄な風俗環境の保持に努める社会的責任があります。

風俗営業法が改正されました！ 詳しくは最後のページで♪

全国風俗環境浄化協会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル6F
TEL (03) 3868-0157 FAX (03) 3868-0257

客引きをしていませんか？

風俗営業に関し、客引き(※1)をしたり、客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと(※2)は「禁止行為」に該当し、罰則が科せられます。

- ※1 「客引き」とは、相手方を特定して営業所の客となるように勧誘することをいいます。
特定遊興飲食店営業については、深夜における営業に限り、上記行為を禁止しております。
- ※2 通行人に対し、営業所の名称を告げずに、「お時間ありませんか」等と声を掛けながら、立ちふさがったり、つきまとうことがこれに該当します。



年少者に接待をさせたりしていませんか？



年少者(18歳未満の者)に客の接待をさせることや、午後10時から翌日の午前6時までの時間に客に接する業務に従事させることは「禁止行為」に該当し、罰則が科せられます。また、年少者を客として立ち入らせること(※1)や、20歳未満の者に酒類又はたばこを提供(※2)する行為についても同様です。それらの行為により、懲役刑又は罰金刑に処せられた場合には、風俗営業の許可の欠格(取消)事由に該当することになります。

- ※1 特定遊興飲食店営業については、午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客として営業所に立ち入らせることを禁止しています。ただし、午後10時以降翌日の午前零時前の時間においては保護者が同伴であれば立ち入りが認められています。
- ※2 「提供」とは、販売や贈与に限らず、未成年者が持参した酒又はたばこにつき、燗をしたり、グラス、灰皿等の器具を使用させてその用に供する状態に置くことも含まれます。

従業者名簿の備付けや管理に問題はありませんか？

風俗営業者及び、特定遊興飲食店営業者は、営業所ごとに従業者(※1)名簿を備えなければなりません。従業者名簿には、業務に従事する者の住所及び氏名等(※2)を記載するとともに、客に接する業務に従事させようとする者の生年月日、国籍(日本の国籍を有しない者にあつては、その在留資格及び在留期間等)を確認し、その確認記録を作成、保存(※3)しなければなりません。(管理者の業務の一つです。)

なお退職者の名簿は、退職後3年間保管しておく必要があります。

- ※1 雇用関係のある労働者に限らず、業務に従事する者すべてが対象となり、業務の一部を委託している場合の委託業務従事者(コンパニオン等)や、「労働者」にあたらぬ家族等も対象になります。
- ※2 「性別、生年月日、採用年月日、退職年月日、従事する業務の内容」を記載する必要があります。
- ※3 生年月日等の確認は、住民票記載事項証明書(日本国籍を有しない者にあつては、在留カード又は旅券)で確認し、その写しは従業者名簿とともに保存しておく必要があります。



風俗適正化法に違反する行為が行われた場合は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれらが併科されることや、都道府県公安委員会の指示、営業停止命令又は許可の取り消しの行政処分を受けることがあります。

暴力団対策法はあなたの強い味方です。

暴力団対策法は、公安委員会が指定した暴力団の構成員が、その指定暴力団の威力を示して行う27種類の暴力的要求行為を禁止しています。

- ① 口止め料を要求する行為
- ② 寄附金や賛助金を要求する行為
- ③ 下請参入等を要求する行為
- ④ 縄張り内の営業者に対して「みかじめ料」を要求する行為
- ⑤ 縄張り内の営業者に対して用心棒代等を要求する行為
- ⑥ 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為
- ⑦ 不当な方法で債権を取り立てる行為
- ⑧ 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為
- ⑨ 貸付け及び手形の割引を不当に要求する行為
- ⑩ 金融商品の取引や著しく有利な条件での信用取引を不当に要求する行為
- ⑪ 株式の買取り等を不当に要求する行為
- ⑫ 預貯金の受入れを不当に要求する行為
- ⑬ 地上げをする行為
- ⑭ 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為
- ⑮ 宅建業者に対して不動産取引に関する不当な要求をする行為
- ⑯ 宅建業者以外の者に対して不動産取引に関する不当な要求をする行為
- ⑰ 建設業者に対して建設工事を不当に要求する行為
- ⑱ 集会施設等の利用を不当に要求する行為
- ⑲ 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為
- ⑳ 商品の欠陥等を口実に損害賠償等を要求する行為
- ㉑ 役所に対して自己若しくはその関係者に有利な行政処分を要求する行為
- ㉒ 役所に対して他人に不利な行政処分を要求する行為
- ㉓ 国等に対して自己若しくはその関係者を公共工事等の入札に参加させることを要求する行為
- ㉔ 国等に対して他人を公共工事等の入札に参加させないことを要求する行為
- ㉕ 人に対して公共工事等の入札に参加しないこと又は一定の価格で入札することを要求する行為
- ㉖ 国等に対して自己若しくはその関係者を公共工事等の契約の相手方とすること又は他人を相手方としないことを要求する行為
- ㉗ 国等に対して公共工事等の契約の相手方に対する指導等を要求する行為

暴力団員による不当な行為に関する相談は、各都道府県所在の暴力追放運動推進センターへ

- センターへの来訪者に対する相談
- 電話、メールによる相談
- 窓口における相談
 - ※ 相談は無料
 - ※ 秘密は厳守されます。



暴力団からこんな要求があったら断固拒否です。

縄張り内の営業者に「あいさつ料」等を要求する行為

風俗営業店や特定遊興飲食店（以下「風俗営業店等」という。）に対し、「この辺りで店を出すならウチにあいさつに來い」などと縄張り内で営業することを容認する見返りとして、あいさつ料、みかじめ料等名目のいかに問わず金品等を要求する行為です。



縄張り内の営業者に用心棒代、入場券等の納入等を要求する行為

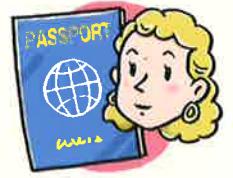
風俗営業店等や飲食店等に対し、「面倒を見てやる」「何かあったら話をつけてやる」というように、縄張り内で営業を営む者に対し、用心棒代を要求したり、しめ縄、門松等の正月用品、植木、生花、おつまみ、氷や入場券、パーティ券等の物品の購入やおしほり、カラオケセット、店内装飾用の額、植木等のリースの受入れ等を要求する行為です。



風俗営業等から暴力団を排除しましょう

不法就労に当たる外国人を雇用してはいけません。

外国人の雇用に当たっては、必ず在留カード等を見て在留資格や就労制限の確認をしてください。
「短期滞在」等就労が認められていない在留資格の外国人を雇用することはできません。



Q1 不法就労活動って何？

A 不法就労とは次のような場合のことをいいます。

- 不法入国者、不法残留者等が就労
- 就労が認められていない在留資格の人が
 - ①資格外活動の許可を受けず就労
 - ②資格外活動の許可を受けているものの許可された活動の範囲を超えて就労
- 就労が認められている在留資格の人が、その資格で認められている範囲を超えて就労

Q2 就労が認められていない在留資格ってどんなもの？

A 「文化活動」「短期滞在」「留学」「研修」「家族滞在」です。

これらの在留資格の人でも、資格外活動許可を受ければ、許可された範囲内で就労することができます。ただし、資格外活動許可を受けている場合でも、風俗営業に関する就労は認められていませんので、ホストやホステスなど風俗営業の従業員として就労することはできません。

Q3 それ以外にはどんな在留資格があるの？

A ①就労の可否は指定される活動の内容によるとされるもの → 「特定活動」

②身分・地位に基づく在留資格（活動に制限がないので就労も可能）→ 「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」
※「特別永住者」も活動に制限がありません。

③就労が認められる在留資格（活動が特定されます）→ 「高度専門職」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」など

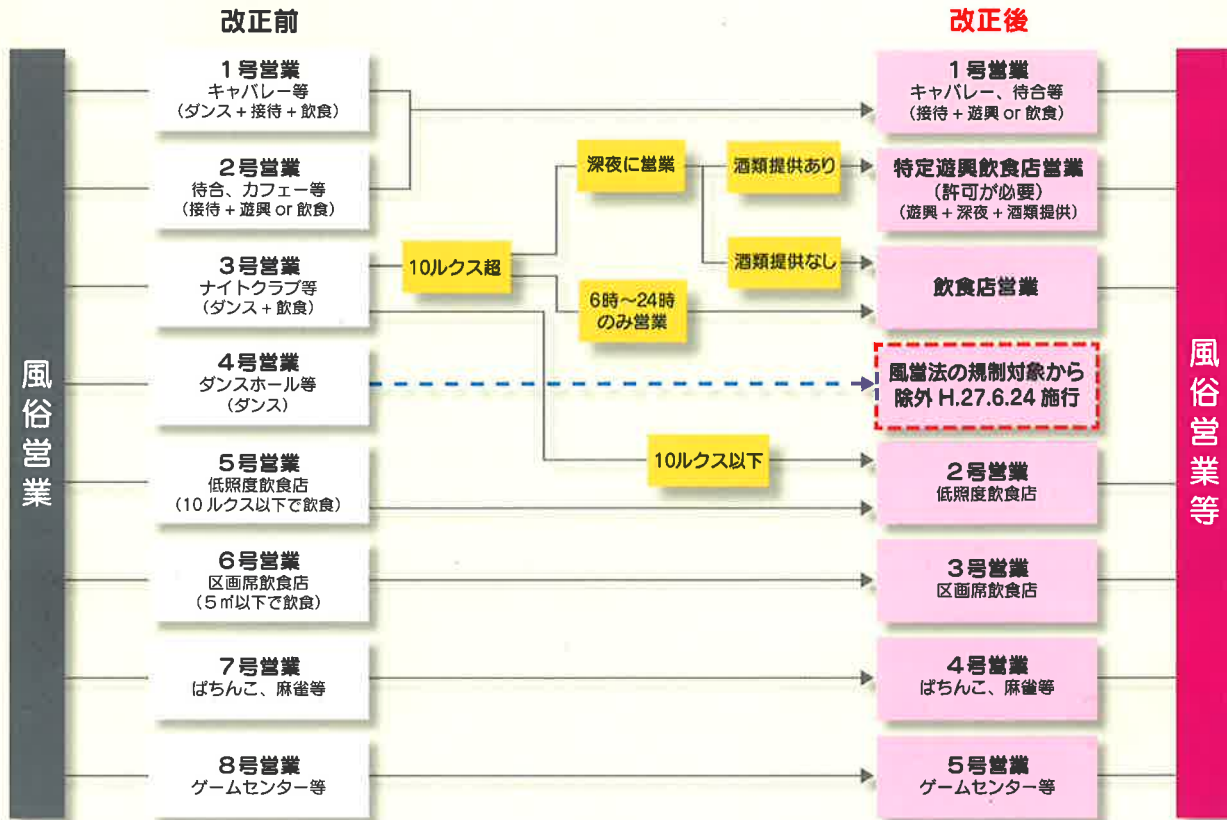
※風俗営業等において、在留資格「興行」の外国人がホステスなどの接客行為を行なうことは認められておらず、専ら接客行為を行っていた場合は資格外活動として、通常罰則の対象となります。

Q4 就労が認められていない外国人を雇用したり、その雇用を斡旋すると罪に問われるの？

A 出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長罪）に問われ、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれらの併科」という罰則の適用を受けます。

風俗営業法が改正されました。

風俗営業法を改正する法律が、平成27年6月17日に参議院で可決成立し、6月24日に公布されました。その改正により、ダンスホール等営業が、公布日に風俗営業法から除外される規定が施行され、その他の内容については、平成28年6月23日に施行されることになりました。



— 風俗環境に関する苦情、相談は風俗環境浄化協会へ —